

別記 国産花粉緊急確保実証事業

1 事業の内容

本事業では、翌年度の開花期に必要な人工授粉用のなし及びりんご花粉を緊急的に確保するため、支援対象者が実施する、産地が一体となった花粉確保のための体制構築の取組及び剪定枝等を活用した花粉採取技術の実証等に要する経費を補助するものとする。

2 事業実施者

本事業の事業実施者は、都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とする。ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体（以下「特認団体」という。）が事業実施者となることができる。

3 支援対象者

都道府県、市町村、生産出荷団体、民間事業者、産地協議会、生産者により組織された団体その他事業実施主体が適当と認められた者

4 補助対象となる取組等

(1) 本事業により支援対象となる取組内容、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

取組内容	補助対象経費	補助率
① 花粉確保のための体制構築 (花粉の緊急確保の取組検討や産地内・産地間で花粉を融通する体制の構築のための検討会、花粉採取技術研修会等の開催、需要量等の調査等)	左記の取組に必要な会場借料、旅費、謝金、資料印刷費、通信・運搬費、消耗品費、労賃等	定額
② なし又はりんごの剪定枝や未利用花等を活用した花粉採取技術の実証 (剪定枝の収集・保管・開花促進処理、剪定枝の処分、花の採取、花粉の採取・精製、データ分析等)	左記の取組に必要な労賃、運搬費、加温等設備の利用料、花粉精製機等機械・設備のリース導入費、備品費、資材費、ほ場借料、資料印刷費、資料購入費、委託費、役務費等	定額

(2) 本事業は、(1)の表の①のうち検討会の実施を必須とする。また、当該検討会は、都道府県の参加を必須とする。

5 事業の成果目標

本事業で得られた知見を他産地に共有し、全国の果樹産地における花粉確保の取組を推進するため、支援対象者は、産地における花粉確保の体制構築及び花粉採取技術実証の結果を取りまとめ、令和6年12月末までにWebサイトで公表する。

なお、実証結果の取りまとめに当たっては、実証で得られた花粉の量及び用途について記載すること。

6 推進指導体制

(1) 全国段階

国及び事業実施主体である公益財団法人中央果実協会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県、都道府県法人等その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

(2) 都道府県段階

都道府県法人又は特認団体（以下「都道府県法人等」という。）及び都道府県は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、支援対象者その他関係機関に対して、必要に応じて指導を行うものとする。

また、都道府県は、4の(1)の表の①の検討会に参加し、産地が一体となった花粉確保の取組や技術実証の指導を行うものとする。

7 事業実施の手続

(1) 支援対象者は、本事業を実施する際には、事業実施計画を別紙様式1号により作成の上、9の(1)の交付申請と併せて、都道府県法人等に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 都道府県法人等は、支援対象者から提出された事業実施計画が適当と認められ、承認しようとする場合は、あらかじめ、9の(2)の交付申請と併せて、事業実施主体と協議するものとする。

(3) 事業実施主体は、都道府県法人等から事業実施計画に係る協議があったときは、内容を確認し適切と認める場合は、都道府県法人等に対して、当該計画に異存はない旨を通知するものとする。

(4) 都道府県法人等は、(3)の通知があったときは、事業実施計画を承認し、速やかに支援対象者に通知するものとする。

(5) 交付申請書と併せて提出された事業実施計画は、9の(3)の交付決定の通知により承認されたとみなすことができるものとする。

(6) 事業実施計画を変更する場合は、(1)から(5)までの規定を準用するものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、支援対象者の変更、事業の中止又は廃止、支援対象者における事業費の30%を超

える増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の 30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

8 機械・設備のリース導入

機械・設備のリース導入については、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農産局長、畜産局長連名通知。以下「実施要領」という。）別紙3本体の第3に定めるとおりとする。

ただし、実施要領別紙3本体の第3の2の（2）のアで定める（ア）及び（イ）の計算式は、以下を用いることとする。

（ア）リース料助成額 = リース物件価格 × (リース期間 / 法定耐用年数)

（イ）リース料助成額 = リース物件価格 - 残存価格

9 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し、7の（1）の事業実施計画の提出と併せて、別紙様式2号により、補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し、7の（2）の事業実施計画の提出と併せて補助金の交付を申請するものとする。
- (3) 事業実施主体は、都道府県法人等から補助金交付申請があった場合には、実施要領別紙3本体の第2の3の（4）の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、当該都道府県法人は、実施要領別紙3本体第2の4の（8）の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

10 実績の報告

- (1) 支援対象者は、本事業終了後、速やかに事業の実績について、別紙様式3号により、都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

11 事業実施状況の報告等

- (1) 支援対象者は、令和5年度における事業の実施状況について、別紙様式4号により、令和6年7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、（1）により報告のあった事業実施状況について、同年度の9月末日までに報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、都道府県法人等は、報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込ま

れないと判断したときは、都道府県と協力し支援対象者に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて事業実施主体に報告するものとする。

(3) 事業実施主体は、(2)により報告のあった事業実施状況について、同年度の11月末日までに報告書を作成し農産局長に提出するものとする。

なお、事業実施主体が報告の内容を検討した結果、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体は、都道府県法人等に対して適切な措置を講ずるものとし、報告書の提出時に、その内容についても併せて農産局長に報告するものとする。

(4) 農産局長は、(3)により報告のあった事業実施状況の報告書の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等、必要に応じて、事業実施主体に対して、指導・助言を行うものとする。

12 事業の評価

(1) 支援対象者は、目標年度の翌年度の7月末日までに成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を、別紙様式5号により都道府県法人等に報告するものとする。

(2) 都道府県法人等は、(1)による成果目標の達成状況の報告を受けた場合には、その内容について点検評価し、その結果、成果目標が達成されていないと判断するときは、都道府県と協力して支援対象者に対し改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を事業実施主体に目標年度の翌年度の9月末日までに報告するものとする。

(3) 都道府県法人等は、(2)の指導を行ったとしても、成果目標が達成されない場合には、目標年度の翌年度までに当該成果目標が達成されるよう支援対象者に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

また、都道府県法人等が、継続的に助言・指導を行ったとしても、目標年度の翌年度までに成果目標を概ね達成することが困難であると認められる場合には、目標年度の翌々年度以降に当該成果目標が達成されるよう必要な助言・指導を行うものとする。

ただし、天災その他支援対象者の責に帰すことのできない原因により当該成果目標が達成されない場合には、期間を延長した上で適切な措置を講ずるものとする。

(4) 事業実施主体は、(2)による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県法人等に指導を行うとともに、その評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

(5) 農産局長は、当該報告を受けた場合は、内容を検討し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

(6) 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

13 収益納付

- (1) 支援対象者は、補助事業により生産された花粉の売却等により収益が発生した場合は、別紙様式6号により、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1)の報告を受けた場合、補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じたと認める場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに企業化された事業において当該成果が利用される割合を乗じて得た金額について、支援対象者に納付を命ずることができるものとする。
- (3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付した補助金総額を限度とする。
- (4) 都道府県法人等は、収益納付が行われた場合、事業実施主体を通じて、国に納付を行うこととする。

附 則

この通知は、令和5年11月10日から施行する。